

岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会規約

(名 称)

第1 本会は、「岩手県グリーン・ツーリズム推進協議会」(以下「協議会」という。) と称する。

(目 的)

第2 協議会は、岩手県の実情に即して、グリーン・ツーリズム(農山漁村において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動)を関係機関・団体等 が一体となって推進し、もって、農山漁村と都市の交流等による農山漁村地域の 活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第3 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 協議会員の相互理解や情報交換を行う場の提供に関する事。
- (2) グリーン・ツーリズムを推進する人材情報の収集及び提供に関する事。
- (3) グリーン・ツーリズム旅行者の拡大を図ることを目的とした県内のグリーン・ツーリズム情報の発信に関する事。
- (4) 県内の農泊実施地域の選定に関する事。
- (5) その他目的達成に必要な事。

(組 織)

第4 協議会は、県、趣旨に賛同する市町村及び関係団体等(民間企業、NPO、地域協議会等その他団体)をもって組織する。

(役 員)

第5 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

(役員を選出)

第6 会長、副会長は、総会において選出する。

(役員任期)

第7 役員任期は、2年とする。ただし再選は防げない。

(役員職務)

第8 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

(総 会)

第9 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 役員を選出に関すること。
- (3) 事業の推進に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び幹事会)

第10 協議会に幹事会を置く。

2 幹事は、幹事長及び幹事により構成し、会長が指名する。

3 幹事会は、会長が招集する。

4 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

(部会等)

第11 協議会に、特定の事項を協議する部会等を置くことができる。

2 部会等の運営については、会長が別に定める。

(事務局)

第12 協議会の事務を処理するため、岩手県農林水産部農業振興課内に事務局を置く。

2 事務局員は会長が指名し、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第13 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成 9 年 6 月 11 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 10 年 5 月 8 日から施行する。
- 3 この規約は、平成 21 年 6 月 8 日から施行する。
- 4 この規約は、令和 4 年 8 月 2 日から施行する。